特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関 する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又は プライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいそ の他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

保健師助産師看護師法による准看護師資格の登録に関する事務

■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)

i.資格情報の登録

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。

ii.登録情報の訂正・変更

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。

iii.資格の停止・取り消し

資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。

iv.資格の削除

オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

②事務の概要

■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.決済

資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。 オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続き が可能なものとする。

ii.入出金管理

各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

iii.統計処理·集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)

i.デジタル資格証発行(オンライン)

資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。

ii..資格証の発行・再発行(紙)

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

■資格情報の既存システムとの連携(特定個人情報ファイルの取扱有)

都道府県知事が保有する准看護師免許登録者DBシステムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報を連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。

③システムの名称

国家資格等情報連携・活用システム、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル、准看護師免許登録者DBシステム

2. 特定個人情報ファイル名

准看護師籍簿ファイル

3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番18 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の5 ・住民基本台帳法 第30条の11 別表第3 項番5の7 ・住民基本台帳法 第30条の15 別表第5 項番6の4					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番33					
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	静岡県 健康福祉部 医療政策課					
②所属長の役職名	医療政策課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求					
請求先	静岡県 健康福祉部 医療局 医療政策課 医務班 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-2417					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	静岡県 健康福祉部 医療局 医療政策課 医務班 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-2417					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		请]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年12月17日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年12月17日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 施機関については、それ・] ぞれ重点項目評値	. —	西書及び重点項目評価書 西書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネットワークシ	ンステムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Г]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	「マイナンバー利用事務にお 守している。	らけるマイナンバ	バー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵			

9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [C)]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバーに関する研修への参加	. 関係資料を周知する。				

変更箇	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の概要	解者もカルリ集作目標を定断する。 小資格の削除 オンライン(マイナボータル)もしくは紙での申請について、マイナン バーを利用し、住基法及び番号点に定められた範囲向において住民基 本台様ネットワーウンステム、情報提供ネットワークシステムを利用した 情報・選長ぞ行い、よ人就能開報等の確認を行う。この他に住民基本を 様ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格 登録情報の更新の者無について定期に開金を行う。書茶の結果、資格 の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。	は勘案保持等情報返應、治市ンペナムに味の即が1共進しと拡戦」 ■実格管理事務 (特定個人情報) ・ 「決権情報の登録・ オンライン(マイナボータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカード 明またでは、一般である。 場合しては、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカード 場合しては、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカード 場合しては、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカード に搭載された多重事項、入油制動機を活用し、その改変を不可能し しめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台 は、領和2年は作業的等)(以下、「番基」という、「定金のおれた範囲内において で住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを 利用し、信息法は定が多った。 ・選を指令がよった。「特報提供ネットワークシステムを利用した情報連 排を行い、本人確認情報等の確認を行う。 ・記を持備的訂正・変更 用し、住意法及び事号法に定められた範囲内において住民基本台帳 オンライン(マイオボータル)又は紙での申請について、個人番号を利 用し、体基法及び事号法に定められた範囲内において住民基本台帳 オンライン(マイボータル)又は紙での申請について、個人番号を利 相の重かの有無について定期に需金を行う。審査の結果、問題が無け なば結果実情を登録する。 ・記 資格の停止・取り消し、 ・資格の停止・取り消し、 ・変格を引きについて、資格の停止または取り消しが決定した場合、登 録者を得るについて、資格の停止または取り消しが決定した場合、登 録者を得るでいて、資格の停止または取り消しが決定した場合、登 録者を指の資格情報を変態を行う、この他に往民基本台帳 ネッドワークシステムで情報提供ネットワークシステムと情報を オープークシステムへ情報提供ネットワークシステムとは他と下見基本台帳 ネッドワークシステムで情報提供ネットワークシステムとはいて、資格登録情 報の更新の有機について定期に変を行う。金をの性とに見基本台帳ネット フークシステム・情報提供ネットワークシステムともはいて、資格登録情 報の更新の有機について定期に服金を行う。	事後	
	T 日日 市社 立口	■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) 決済 資格の登録。訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結 可能となるよう決策を担手で、ナンラインは完全理まない利用者についてはステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能 なものとする。 「人出金管理 各種申請(登録: 訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取 別に成じて利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の処理を行う。 「会社を指して利用者に返金等の必要を持ちる。 「会社を指して利用者に返金等の必要を持ちる。 「会社を指して利用者のでは、会社を表している。」 「会社を表している。」 「会社を表している。」	■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無) :決済 資格の登録。訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結 可能となるよう派外処理を行う。カンライン決済を望まない利用者につい てはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能 なものとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	音帳 イットリークシステム、マイナボーダル、中間サーバー、既存システム(各資格管理者ごとにあれば)	国家資格等情報連携・活用システム、住民基本 台帳ネットワークシステム、マイナポータル、既 存システム(各資格管理者ごとにあれば)	事後	
令和7年1月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	- 番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番18 ・住民基本台帳法 第30条の11(通知都道府県 以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第3項番5の5 ・住民基本台帳法 第30条の15(本人確認情報 の利用) 別表第5項番6の3	・番号法第9条第1項 別表 項番18 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第10条の5 ・住民基本台帳法 第30条の11 別表第3 項 番5の7 ・住民基本台帳法 第30条の15 別表第5 項 番6の4	事後	
令和7年1月10日	- 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 項番30	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 項番33	事後	
 					